

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八百津町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岐阜県八百津町長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法、地方税法及び関係法令に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理、保険税の賦課・徴収及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1. 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 2. 国民健康保険の保険給付に関する事務 3. 国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務 4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。） 5. 公金受取口座を活用した保険給付の支給に関する事務
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険システムファイル、国民健康保険税システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル、統合宛名システムファイル、国保総合システム、国保情報集約システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条及び第9条 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号利用法 第19条第8項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69～71の項 【情報提供】 ・番号利用法 第19条第7項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1～3、5、27、42、48、56、65、69、70、83、87、115、125、131、141の項 【オンライン資格確認の準備事務】 ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 【公金受取口座を活用した保険給付の支給に関する事務】 公金給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [☐] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	八百津町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針及び八百津町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。具体的に、 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底する。 ・特定個人情報が記録された書類を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月16日	評価実施機関における担当部署	町民課長 後藤光弘	町民課長 山田一夫	事後	
平成29年11月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	評価実施期間における担当部署②所属長	町民課長 山田一夫	町民課長	事後	
平成31年3月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	平成29年11月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	Ⅳ リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和2年7月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年7月1日	I 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行っている。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 (2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 (3)保険給付の支給 (4)保険医療機関等への一部負担金に係る措置 (5)保険給付の一時差止め (6)保険税の賦課・徴収 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	国民健康保険法、地方税法及び関係法令に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理、保険税の賦課・徴収及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1. 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 2. 国民健康保険の保険給付に関する事務 3. 国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務 4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)	事後	
令和3年7月1日	I 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 2特定個人情報ファイル名	国民健康保険システムファイル、国民健康保険税システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル、統合宛名システムファイル	国民健康保険システムファイル、国民健康保険税システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル、統合宛名システムファイル、国保総合システムファイル、国保情報集約システムファイル	事後	
令和3年7月1日	I 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番30	番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号法第9条第1項 別表第一 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年7月1日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、 【情報照会】項番27、42、43、44、45	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【情報照会】27、42、43、44、45の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	I 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法、地方税法及び関係法令に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理、保険税の賦課・徴収及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1. 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 2. 国民健康保険の保険給付に関する事務 3. 国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務 4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）	国民健康保険法、地方税法及び関係法令に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理、保険税の賦課・徴収及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1. 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 2. 国民健康保険の保険給付に関する事務 3. 国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務 4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。） 5. 公金受取口座を活用した保険給付の支給に関する事務	事前	
令和5年2月13日	I 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号法第9条第1項 別表第一 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条及び第9条 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13号 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号法第9条第1項 別表第一 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【情報照会】27、42、43、44、45の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【情報照会】27、42、43、44、45、121の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ＜公金受取口座を活用した保険給付の支給に関する事務＞ 公金給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号	事前	
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	I 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条及び第9条 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号法第9条第1項 別表第一 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表 44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条及び第9条 公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 【情報照会】27、42、43、44、45、121の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ＜公金受取口座を活用した保険給付の支給に関する事務＞ 公金給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号	【情報照会】 ・番号利用法 第19条第8項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69～71の項 【情報提供】 ・番号利用法 第19条第7項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表 1～3、5、27、42、48、56、65、69、70、83、87、115、125、131、141の項 【オンライン資格確認の準備事務】 ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 【公金受取口座を活用した保険給付の支給に関する事務】 公金給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号	事後	
令和6年11月15日	II しきい値判断項目内対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年11月15日	II しきい値判断項目内対象人数 いつの時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年11月15日時点	事後	
令和6年11月15日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	なし	項目追加	事後	
令和6年11月15日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	なし	項目追加	事後	